

■「第三次大阪府社会的養育体制整備計画(案)」に係る府民意見等と大阪府の考え方について

<実施概要>

実施期間: 令和2年2月4日(火)から令和2年3月4日(水)まで

募集方法: 1. インターネット申請 2. 郵送 3. ファクシミリ

意見募集対象項目: 「第三次大阪府社会的養育体制整備計画(案)」の概要及び計画(案)

募集結果: 3名の方から8件(うち意見の公表を望まないもの1件)

<ご意見等の概要と大阪府の考え方> ※いただいたご意見については、趣旨を損なわない範囲で一部要約しております

No	項目	ご意見等の概要	大阪府の考え方
1	第4章 市町村の子ども家庭 支援体制の構築等 に向けた取組み	支援体制には職員の増員がなければ絵に描いた餅である。公務員を必要なところに増員しなければ大阪の社会全体が闇化してしまうと思います。支援体制の構築のために、全体の奉仕者である公務員の増員をぜひ検討して欲しい。	市町村職員の増員については、各自治体の所管事項です。大阪府としては、第4章で記載しておりますとおり、市町村が支援体制を構築するにあたり、人材育成や財政面での支援を行ってまいります。
2	第7章 大阪府における社会的 養護の体制整備	体制整備の中に、学校との連携は不可欠であり、学校にカウンセラーなどの児童や保護者の心のケアに対応する職員の増員や予算投入を検討し計画化して欲しい。	要保護児童の早期発見や適切な保護、また要支援児童への適切な支援等を図るため、児童相談所職員等の児童福祉の関係者と、教育委員会等の教育関係者などが構成員となる要保護児童対策地域協議会を市町村が設置し、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や支援方を共有し、連携しています。こうしたインフラを活用し、学校においても、心のケアを必要とする児童等に対して適切な対応が行えるよう、教育現場との連携に引き続き取り組めます。
3	第9章 当事者である子どもの 権利擁護の取組み	子どもの権利擁護の理念が徹底されているか、現場で確認すること。こどもの保護に関わった大人に対するこどもの評価を制度化すること。こどもたちが第三者機関やアドボケイトに意見を聴いてもらえるようにすることで、「自分がどう感じた」と表現できる場を作ること。	子どもの権利ノートの配布・説明に加え、子ども家庭センター担当者による面接等での積極的な意見聴取等により、子どもの意見表明の機会を確保しています。また施設においても、意見箱の設置や児童自治会の運営のほか、第三者委員の活用や苦情解決の取組みを進めています。なお、子どもの意見表明権を保障する体制の整備については、国の動きを踏まえ、当事者である子どもに対する意見聴取の方法等を今後検討してまいります。
4	第9章 当事者である子どもの 権利擁護の取組み	現在、里親宅での一時保護中のこどもには権利ノートは渡されていないが、1日、2日の短期間でも里親委託されるこどもの権利を侵害しないようにすべき。一番身近にこどもの成長、発達を見ている里親も、支援計画の作成に関わるのが自然ではないか。	・里親宅へ委託一時保護となっている子どもに対しては、子どもの安心感や安全の確保といった観点から、ケースワーカー等が面接において子どもの権利について説明しています。今後とも、子どもが自らの権利について理解し、表明できるよう取り組みます。 ・里親委託中の子どもの自立支援計画は、子どもの状態像や家庭状況、養育いただいている里親家庭の状況等を把握し、子どもや里親の意見も踏まえ、子ども家庭センターが課題を整理し、当面の支援目標や支援内容について作成しています。

5	第9章 当事者である子どもの 権利擁護の取組み	こどもの権利侵害はオープンにすることで問題解決に向かうという意識を共有するためにも、援助者の意識向上を図る研修は必要。それに加え、こどもに対しても、相談先を知らせること。 また、保護者の権利もノートを使い当事者に伝えられるべき。こどもの最善の利益の確保のための仕組みが機能しているかの確認は、弁護士や裁判所の関わりも必要ではないか。	子どもの権利擁護に関する援助者向けの研修については、毎年、子ども家庭センターと施設が合同で企画・実施しています。保護者等については、子ども家庭センター等による行政処分等に対する審査請求等の案内や説明を行っています。また、子どもの意見表明権を保障する体制の整備については、現在国において調査研究が行われていることから、国の動きを踏まえ今後検討予定です。
6	第9章 当事者である子どもの 権利擁護の取組み	権利の侵害や問題は、日常の何気ない場面で行われることから、いつも関わっている大人が気づいたこと、気になったことをいつでも報告し伝達できるようなルールを作ること。養育のパーマネンシーについても、施設や子ども家庭センターだけでなく里親とも連携すること。	子ども家庭センターは、各施設や里親家庭とともに、適切な養育の場を子どもに提供するという共通の目標に向け協働して取り組んでおり、権利侵害という重大な事案はもとより、子どもの状況について気になる点等があれば、いつでも子ども家庭センターにご連絡いただくようお願いしています。また、里親家庭については、地域の里親支援機関も支援を行っており、活用、連携が可能です。
7	第9章 当事者である子どもの 権利擁護の取組み	子どもの権利擁護に関する仕組み作りに係る調査研究は、何度でも実施、評価、改善しより良いものとする。仕組みの中には、希望する里親がこどもの意見を反映させられる機会を設けること。里親がこどもの意見を拾い意思を尊重できるようなスキルを身につけるような研修を必須にすること。	子どもの意見表明権を保障する体制の整備については、国の動きを踏まえ、当事者である子どもに対する意見聴取の方法等を今後検討してまいります。また、里親に対しては、里親登録に必要とされる研修の中で、子どもの権利擁護について講義を実施しています。